

**NO6 平城京の時代**

**NO46 遣唐使の航路 2007 本**

遣唐使に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 7世紀には、朝鮮半島を通る北路がとられた。○航海の安全のため北路
- ② 8世紀には、新羅との関係が改善されたので南路をとった。✖新羅との関係が悪化して南路がとられた。
- ③ 南路をとった場合には、中国江南の明州などに到着した。○明州到着後、陸路長安へ
- ④ 北路と比べて南路には、航海上の危険が大きかった。○6度目に鑑真はやってきた。

正解→②

**NO47 奈良時代の幹線道路 2014 本 内容判断の必要な2文正誤**

遣唐使に関して述べた文として誤っているものを、次の(1)～(4)のうちから一つ選べ。

- X 中央と地方を結ぶ幹線道路である七道は、行政区画の名称でもあった。○
- Y 東海道や東山道などの幹線道路には、一定の間隔ごとに駅家が置かれた。○
- (1) X 正 Y 正 (2) X 正 Y 誤 (3) X 誤 Y 正 (4) X 誤 Y 誤

正解→(1)

次の史料は、平安時代初期に成立した説話集の一部である。この説話には虚構が含まれているが、そこに描かれた細かな記述から、当時の社会のさまざまな姿を読み取ることができる。

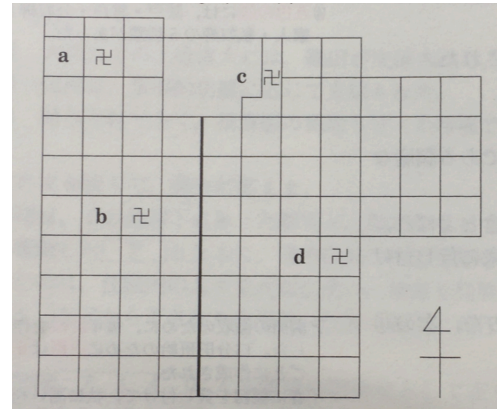
檜磐嶋は諾楽の左京六条三坊（注1）の人なり。大安寺の西の里に居住せり。聖武天皇の世に、その大安寺の修多羅（注2）分の錢三十貫（注3）を借りて、越前の都魯鹿（注4）の津に往きて、交易して運び超し、船に載せ家に将ち来らむとする時に、忽然に病を得つ。船を留め、単独家に来むと思ひ、馬を借りて乗り来る。近江の滋賀郡の辛前（注5）に至りて、かへりみれば三人追ひ来る（注6）。

（『日本霊異記』中巻24）

- （注1）原史料には「五坊」とあるが、「三坊」の誤りである。
- （注2）「修多羅」は經典のこと。ここでは經典を読んだり論議したりする研究組織を指す。
- （注3）1貫は錢1,000枚である。
- （注4）現在の福井県敦賀市。
- （注5）現在の滋賀県大津市。なお、原史料には「高嶋郡」とあるが、「滋賀郡」の誤りである。
- （注6）この後、檜磐嶋は追ってきた3人（正体は冥界から来た鬼）を饗応し、読経したことで長寿を得たという。

**NO48 平城京条坊 2008 本**

次の図は、平城京条坊の概略図である。図中の区画 a～d について、この説話における檜磐嶋の居住地として正しいものを、下の①～④のうちから一つ選べ。



- ① a      ② b      ③ c      ④ d

正解→大安寺の西・左京六条三坊から→dとわかる。

**NO49 奈良時代の貨幣 2008 本**

下線部に関して、この時代に、政府が流通させようとした錢として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 和同開珎      ② 乾元大宝      ③ 富本錢      ④ 宋錢

正解→① 猫間(▽)

**NO50 史料読み取り 2008 本**

この史料から読み取れることがらとして誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 大安寺の經典研究組織用の資金が、商業活動に使われていた。
- ② 聖武天皇は、金堂を建立する資金を大安寺に貸し付けていた。
- ③ 敦賀には港があり、そこでは錢を用いた交易が行われていた。
- ④ 敦賀から奈良に向けての物品輸送には、水運も利用されていた。

正解→①大安寺の修多羅（注2）分の錢三十貫（注3）を借りて、越前の都魯鹿（注4）の津に往きて、交易して、とあり、正文。②資金を商業活動に使っていたのであり、貸し付けていたわけではない。✖。正解→②が誤文。

**NO51 平城京 2004 本**

平城京やその周辺にある大寺院に関連して述べた文として正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① 紫香樂で造立が開始された盧遮那仏は、平城京に都が戻されたのちに東大寺の大仏として完成した。
- ② 薬師寺吉祥天像は、奈良時代を代表する仏像彫刻である。✖絵画である。
- ③ 東大寺に現存する奈良時代の建造物の一つとして大仏殿（金堂）がある。✖平重衡によって焼かれ、江戸時代松永久秀によって再建された。

④ 平城京への遷都にともない、大安寺・唐招提寺などの大寺院も建立された。

正解→①

### NO52 奈良時代の土地制度 2007 本試 正誤組合せ

聖武天皇の時代の様々な施策に関して述べた次の文 a～d について、正しいものの組合せを、下の①～④のうちから一つ選べ。

- a 人口増加による区分田不足を補うために、百万町歩開墾計画が立てられた。
- b 三世一身法に代わり、墾田の永久私有を認めた墾田永年私財法が制定された。
- c 国ごとに僧寺と尼寺を設け、国家平安を祈らせた国分寺建立の詔が出された。
- d 大宝律令を改正した養老律令が施行されて、古代律令国家の基本法典となった。

① a・c ② a・d ③ b・c ④ b・d

解答

百万町歩開墾計画は元正天皇 a

墾田永年私財法は聖武天皇 b

国分寺建立の詔は聖武天皇 c

養老律令は孝謙天皇 d

正解は③

### NO53 都の変遷と万葉集 2006 本試

古代の都の造営を詠んだ次の万葉歌 I～III について、古い歌から年代順に正しく配列したものを、以下の①～④のうちから一つ選べ。

- I 大君は神にしませば赤駒の腹ばう田居を都と成しつ  
(神格化された天皇による造営事業をたたえた、大伴御行の歌)
  - II 昔こそ難波いなかと言われけめ今は都引き都びにけり  
(天武朝に造られた都を、約半世紀ぶりに改修した、藤原宇合の歌)
  - III 今造る恭仁の都は山川のさやけき見ればうべ知らすらし  
(橘諸兄政権の下、この地に遷都されたことを喜ぶ、大伴家持の歌)
- ① I—II—III ② I—III—II ③ II—I—III ④ II—III—I

正解→解答→①

この問題は、『万葉集』の和歌を素材とした都の変遷についての年代順配列であるが、実際は( )中のヒントをもとにして解答する。

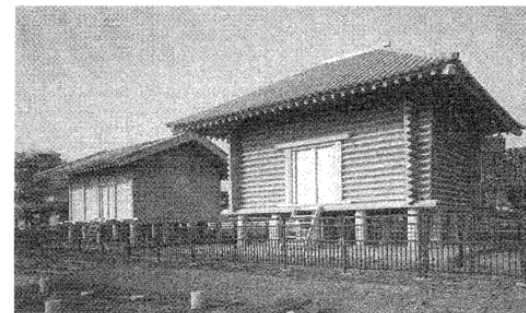
I はやや難しいが、「大君は神にしませば」の表現や、「神格化された天皇」などから天武天皇を称える歌だとわかればよい。II は、「藤原宇合の歌」という表現から藤原四子の時代と推測できる。「天武朝に造られた都…改修」に引きずられると考えるにくい。III は「橘諸兄政権下…に遷都」「恭仁の都」から時期が判断できる。

以上から I 天武朝→II 藤原四子(藤原宇合)→橘諸兄政権(恭仁京)というのがわかる。近年(2008 年以降)は年代順配列問題は 6 択になっているので、完全に並べ替えが出来る必要がある。

### NO54 律令国家における民衆の負担 2009—本試

律令国家は、全国支配のために国郡制をしき、中央から派遣された国司のもと、かつての国造をはじめとする有力豪族を郡司に任命して地域の支配に当たさせた。民衆を【ア】作成する計帳に登録し、人頭税である調庸などを徴収する律令国家の地方支配は、郡司による民衆把握を前提に成り立っていた。

次の写真は、この時代の郡の役所である郡家(郡衙)に建てられていた倉庫を復元したものである。これらの倉庫は郡の正倉とよばれ、租税などが収納されていたが、国家は、ここに蓄えた稲を民衆に貸し付けて高い利息をとる【イ】を行った。(後略)



問3 空欄【ア】【イ】に入る語句の組合せとして正しいものを、次の①～④のうちから一つ選べ。

- ① ア 6 年ごとに イ 賃 租
- ② ア 6 年ごとに イ 出 挙
- ③ ア 毎 年 イ 賃 租
- ④ ア 毎 年 イ 出 挙

正解→解答→④

この問題は、律令国家における民衆の負担について問うている。空欄アは、「民衆を ア 作成する計帳に登録」と計帳があるので、毎年作成というのがわかる。計帳は毎年作成され、調庸など人頭税徴収の台帳であった。6 年ごとに班田収授の台帳として作成する戸籍と間違えないようにすること。空欄イは「稲を民衆に貸し付けて高い利息をとる」とあるので、出挙が正解である。出挙は、本来、困窮農民を救済するために国司が稲の貸し付けを行っていたものだが、後に強制貸付となり租税化した。ちなみに賃租は、土地を貸すことをいう。